

看護管理者の育成、マネジメント強化事業
－認定看護管理者教育課程（セカンドレベル、サードレベル）受講促進－
2023年度 募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、有事に備えた看護管理の重要性が顕在化し、看護管理者のマネジメント能力のさらなる強化が求められている。特に300床未満の医療機関及び介護施設、訪問看護ステーションでは、認定看護管理者^{※1}の在籍数が少なく、マネジメントの強化が求められることから、認定看護管理者教育課程^{※2}への受講を促進する。

※1 認定看護管理者とは：病院や介護老人保健施設などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させることができる能力を有すると認められた看護師。認定看護管理者の資格は、日本看護協会が認定しています。

※2 認定看護管理者教育機関・課程とは：日本看護協会は認定看護管理者に必要な教育課程を、ファーストレベル、セカンドレベル及びサードレベルの3課程と定めています。認定看護管理者の水準を均質にするため、認定看護管理者の育成にふさわしい条件を備えた教育機関を認定看護管理者教育機関として認定しています。

2. 事業内容

300床未満の医療機関（病院・診療所）及び介護施設、訪問看護ステーションに勤務する看護師が認定看護管理者教育課程（セカンドレベル、サードレベル）を受講する場合に、1施設あたり以下の費用を助成します。

- 1) セカンドレベル：300,000円
- 2) サードレベル：400,000円

3. 対象

300床未満の医療機関（病院・診療所）、介護施設、訪問看護ステーション
※各施設に対して支給します。

4. 募集件数

セカンドレベル200施設、サードレベル190施設（1施設につき年間1名限り）

5. 申請条件

申請時点で、所属する看護師の2023年度認定看護管理者教育課程（セカンドレベルもしくはサードレベル）への受講が決定していること

6. 応募期間

2023年8月1日（火）～10月31日（火）（必着）

7. 選定方法

募集件数を超えて応募があった場合は、以下の方法で選定します。

- 1) 認定看護管理者が在籍していない施設を優先して選定
- 2) 認定看護管理者が在籍している施設の中から申請が少ない施設種別を優先して選定
- 3) 1) および2) の対象外となった施設の中から抽選にて決定

8. 応募方法

1) 提出書類

- 申請書(様式1) ※申請書は、応募期間開始前に本会ホームページに掲載します。
- 2023年度認定看護管理者教育課程（セカンドレベル／サードレベル）の受講決定を証明する書類の写し

※受講決定を証明する書類に課程名（セカンドレベル／サードレベル）の記載があることをご確認ください。記載がない場合は課程名が分かる書類を併せてご提出ください。

※個人情報のご提出に関し、当該看護師の同意を得た上でご申請ください。

※教育機関の合格発表から申請期日までの期間が短い等の理由により、申請に必要な書類の準備が間に合わない場合は事務局までご連絡ください。

2) 提出方法

郵送にて、ご送付ください。

送付先

〒137-8691 日本郵便株式会社 新東京郵便局 私書箱 106号

2023年度「看護管理者の育成、マネジメント強化事業」事務局宛

※配達記録が残る方法（簡易書留や特定記録郵便）にてご提出ください。

※封筒の表面に「認定看護管理者教育課程受講促進事業 申請書在中」と朱書きしてください。

9. 選考結果の通知

2024年1月頃（書面にて通知）

※採否のお問合せについてはお答えできませんので、ご了承ください。

10. 助成金支給時期

2024年3月頃（予定）

11. その他

- 1) ご提出いただきました書類は原則返却いたしません。また、ご提出いただく書類は、公益社団法人日本看護協会の個人情報保護方針に基づいて管理し、事業以外の目的で使用しません。
- 2) 認定看護管理者の在籍状況を、日本看護協会「資格認定制度 審査・申請システム」で確認させていただく場合があります。
- 3) 助成金の支給が決定した場合は、翌年度以降の認定看護管理者認定審査申請状況及び審査結果を、認定部にて確認させていただきます。

【お問合せ：事務局】

公益社団法人日本看護協会 認定部 「看護管理者の育成、マネジメント強化事業」担当
〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL：03-5778-8546（平日 9：00～12：00/13：00～17：30）

E-mail：mncna@nurse.or.jp